

Journal of Oral Health and Biosciences 編集委員会著作権運用ガイドライン

1. 著作権の帰属

Journal of Oral Health and Biosciences に掲載された全ての論文、記事、写真等の著作物に係る著作権は本学会に帰属する。

2. 著作権の発効時期

論文の著作権は最終原稿の受付と同時に発効する。受理後に著作者全員を代表して責任著者に著作権移譲の手続きをする。したがって、版組み前の最終原稿の著作権も本学会に帰属する。

論文以外の記事、写真等については、著作権移譲の手続きを実施しないが、最終原稿の受付と同時に、著作権が本学会に帰属する。

3. 著作者による著作物の利用

著作者（提供者）の利便性を損なわないため、自らの著作物の利用に際しては、別途規定する条件に適合する場合、本学会の許諾を必要としない。

4. リポジトリのための利用

機関リポジトリのための電子的利用については、著作者本人ならびに所属機関が著作物の全文を所属機関リポジトリに掲載する場合に限り許諾する。この場合、別表に示す利用許可の条件に従った利用であれば、許諾申請の必要はない。

5. 第三者による利用

上記 3、4 を除く、第三者の著作物利用に際しては、本学会への許諾申請を必須とする。

6. 許諾申請基準

許諾申請が必要かどうかを判断するための基準については別表に規定する。なお、複製権の一部は一般社団法人学術著作権協会に行使を委任しているため、個人的に使用する私的利用の場合を除き、学術著作権協会へ問い合わせること。

権利委託先：一般社団法人学術著作権協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 9-6-41 乃木坂ビル 3F

FAX : 03-3475-5619 E-mail : info@jaacc.jp

複写以外の許諾（著作物の引用、転載、翻訳等）に関しては、（社）学術著作権協会に委託致しておりません。直接、本学会へお問い合わせください。